

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・館浦地区特定漁港漁場整備事業計画書（案）の縦覧	漁 港 漁 場 課
・都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	住 宅 課
◎ 人事委員会公告	
・長崎県職員採用試験（大学卒業程度：A試験）の実施	人事委員会事務局
・警察官I類（男性）A採用試験の実施	”
・長崎県警察官I類（女性）A採用試験の実施	”
◎ 正 誤	
・令和6年4月9日付け長崎県公報第11305号中	農 村 整 備 課

## 告 示

### 長崎県告示第270号

長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの（昭和40年長崎県告示第407号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和6年4月16日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。		長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの
1 及び 2～33 略		1 及び 2～33 略	
34 振興局長が徴収する事実の証明手数料（県税に係るものに限る。）及び長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第	略	34 振興局長が徴収する事実の証明手数料（県税に係るものに限る。）及び長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第	略

<p>6条第1項及び第54条第1項に規定する手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）により納付されるものを除く。）</p>		<p>6条第1項及び第54条第1項に規定する手数料並びに県民センターにおける行政資料の複写代（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）により納付されるものを除く。）</p>	
<p>35 略</p>		<p>35 略</p>	

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年4月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 長崎スタジアムシティ  
 長崎県長崎市幸町86番2、105番1の一部、茂里町8番1
- 2 届出の概要
  - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所  
 株式会社ジャパネットホールディングス  
 長崎県佐世保市日宇町2781番地
  - (2) 大規模小売店舗の新設  
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,518平方メートル
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
 長崎市長 鈴木 史朗
  - (2) 意見書の内容  
 （環境政策課）  
 設置する送風機のうち騒音規制法に定める特定施設（原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機）に該当するものは、設置の30日前までに特定施設設置届出書の提出が必要です。また、設置する室外機のうち長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設（原動機の定格出力が7.5kw以上の冷凍機）に該当するものは、設置の30日前までに指定施設設置届出書の提出が必要です。（商業棟及びアリーナ棟につきましては、令和6年2月7日現在、指定施設設置届出書は提出済です。）  
 （廃棄物対策課）  
 ア 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。  
 イ 当該施設内において、利用客が排出する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内の各事業所から排出される廃棄物は一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、分別と処理が確実に実行されるようにしてください。  
 ウ 廃棄物の保管を行う場合は、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないよ

うにしてください。

エ 次の資料を配布しますので、廃棄物の分別、保管及び処理を行う際の参考にしてください。

(ア) 長崎市の事業系ごみの分け方（長崎市ホームページより）

(イ) 廃棄物処理法（施行令、施行規則）より抜粋

（掲載している条項）

- ・一般廃棄物－廃棄物処理法第2条第2項、廃棄物処理法施行令第3条第1項第1号リ
- ・産業廃棄物－廃棄物処理法施行令第2条、廃棄物処理法施行規則第8条

（土木総務課）

市が管理する市道及び水路に、占用、工事施行等を行う際は事前に土木総務課と協議を行ってください。必要に応じて必要書類を提出していただきます。

（土木企画課）

○駐車場の位置及び収容台数について

一般公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、駐車場法施行令に示される基準に適合されるようご注意ください。

○交通渋滞対策について

当該地周辺の道路（国道202号、県道長崎式見港線など）は、長崎県交通渋滞対策協議会において、主要渋滞区間（箇所）【一般国道202号稲佐橋地区（宝町交差点から稲佐橋西交差点）及び（県）長崎式見港線茂里町地区（茂里町交差点から梁川公園前交差点）】に選定されており、令和5年度の上記協議会において主要渋滞箇所解除条件をクリアしたものの、現在サッカースタジアム建設等が進行していることから今後、周辺の交通状況変化が見込まれるため、主要渋滞箇所から解除せずモニタリングを継続することとなっています。

このため、開業時や繁忙期およびイベント開催前後の時間帯など、入退場客が集中する期間や時間帯については、周辺道路への影響が生じないように、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。また、開業後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

また、試合などのイベント開催時における入退場の際には、歩行者も一定の時間帯に集中することが想定されるため、安全で円滑な通行が確保できるよう、必要な対策を講じるようお願いいたします。

現在、検討を行っている交通対策の推進に向けて、引き続き、本市や関係機関との協議をお願いします。

（景観推進室）

○景観について

既に景観計画区域内行為届出書が提出され適合通知書を交付していますが、計画に変更が生じた場合は速やかに景観計画区域内行為変更届出書を提出してください。

○屋外広告物について

既に屋外広告物許可申請書が提出され許可書を交付していますが、新たに追加または変更等が生じた場合は、制作前に必ず事前協議を行い、屋外広告物条例を遵守したうえで掲出してください。

（建築指導課）

建築基準法及び建築基準法施行令第9条に規定する建築基準法関係規定への適合が必要です。

また、建築基準法及び建築指導課が所管している条例等に則り、次の届出等が既に提出されておりますので、変更等がある場合は建築指導課と協議してください。

- ・長崎県建築基準条例第17条の規定に基づく承認  
長崎市指令建指第79号（承認日：令和4年6月1日）
- ・長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例  
建指紛争予防第3-62号（受理通知日：令和4年4月25日）
- ・長崎県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定に基づく届出  
第9号（適合日：令和4年6月29日）

#### 4 関係書類の縦覧

##### (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

##### (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

### 館浦地区特定漁港漁場整備事業計画書（案）の縦覧（公告）

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
館浦地区特定漁港漁場整備事業計画書（案）
- 2 縦覧の場所  
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課  
長崎県佐世保市木場田町3-25 長崎県県北振興局行政資料コーナー
- 3 縦覧の期間  
令和6年4月16日から同年5月7日まで

### 都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和6年4月16日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類  
長崎都市計画道路 3・6・165号 滑石野田線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分 長崎県長崎市滑石二丁目並びに西彼杵郡時津町元村郷字巡り、字上開田、字高尾及び字飯盛並びに時津町野田郷字長谷
- 3 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局、長崎市役所及び時津町役場
- 4 縦覧期間  
公告の日から2週間

### 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（公告）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年4月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 支援法人の名称  
合同会社 長崎くらしサポート
- 2 支援法人の住所  
長崎市大浜町885番6
- 3 支援業務を行う事務所の所在地  
長崎市大浜町885番6
- 4 指定年月日  
令和6年4月2日

人事委員会公告

長崎県職員採用試験（大学卒業程度：A試験）の実施（公告）

令和6年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度：A試験）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年4月16日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
行政 A	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
交通局事務 A	交通局本局または各営業所における企画、庶務、経理、運行計画、広告宣伝、営業等の事務
教育事務 A	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務 A	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
水産 A 農業 A 畜産 A 林業 A 農業土木 A 土木 A 建築 A 環境科学 A	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務
栄養士 A	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、研究等の業務
社会福祉 A	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、相談等の業務

2 給与

令和6年4月1日現在の初任給月額額は196,200円（栄養士は202,800円）で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額額は、学歴や職歴に応じて決定される。（※交通局事務は、交通局の給与体系に基づき支給される。）

3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- (1) 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 [学歴不問]
- (2) 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (3) 日本国籍を有する者（「栄養士A」を除く）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (5) 次表の左欄に掲げる試験職種については、右欄に掲げる免許又は資格を有する者

試験職種	免許・資格
栄養士 A	管理栄養士の免許取得者又は令和7年3月31日までに行われる管理栄養士国家試験により免許取得見込みの者
社会福祉 A	社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和7年3月31日までに同資格を取得見込みの者

4 第1次試験

- (1) 試験種目  
教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）
- (2) 試験の実施日  
令和6年6月16日（日）
- (3) 試験地  
長崎市、東京都及び大阪府
- (4) 第1次試験合格者発表  
令和6年7月1日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

## 5 第2次試験

- (1) 試験種目  
人物試験（グループワーク及び個別面接）、論文試験又は専門論述試験、適性検査  
なお、論文試験又は専門論述試験を実施する試験職種は、次表のとおりとする。

試験種目	試験職種
論文試験	行政A、交通局事務A、教育事務A、警察事務A
専門論述試験	水産A、農業A、畜産A、林業A、農業土木A、土木A、建築A、環境科学A、栄養士A、社会福祉A

- (2) 試験の実施日及び試験場所  
第1次試験の合格者に別途通知する。
- ## 6 最終合格発表
- 令和6年8月下旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に可否を書面で通知する。

## 7 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和7年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

## 8 受験手続

### (1) 試験案内の入手方法

- ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。
- イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度（A試験）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。
- ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

### (2) 受験の申込み

- 受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。ただし、令和6年4月に実施の長崎県職員採用試験（大学卒業程度：B試験）に申込みを行った者は、本試験のほか6月に実施予定の長崎県職員採用選考試験（大学卒業程度：民間企業等職務経験者（U・Iターン型））の全試験職種に申込みができないため注意すること。

### (3) 申込受付期間及び申込受付時間

- 受付期間は令和6年5月1日（水）から5月17日（金）までとし、受付時間は5月17日（金）24時までとする。

## 9 点字及び拡大文字による試験等

- 試験職種「行政A」、「交通局事務A」、「教育事務A」、「警察事務A」については、点字または拡大文字による受験ができる。ただし、拡大文字については、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

## 10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570 (住所記載不要)

電話 095-894-3542 (直通)

095-824-1111 (代表) 内線 3542

**警察官I類(男性)A採用試験の実施(公告)**

令和6年度警察官I類(男性)A採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第10号)第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年4月16日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

- 1 対象となる職  
長崎県、警視庁(東京都)、神奈川県、愛知県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官(巡査)
- 2 試験職種  
一般、サイバー、武道
- 3 職務内容  
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務
- 4 給与  
初任給は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和6年4月1日現在の長崎県の初任給月額額は220,800円で、その他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。
- 5 受験資格  
試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	都府県	要件(下記の項目を満たさなければならない。)	
		年齢・性別	学 歴
一 般	長崎県	平成6年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)
	警視庁(東京都)	平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性	
	神奈川県	平成元年4月2日以降に生まれた男性	
	愛知県	平成3年4月2日以降に生まれた男性	
	大阪府	平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性	
サイバー	長崎県	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす男性	
武 道		(1)平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者[学歴不問] (2)平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

- 6 第1次試験
  - (1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試 験 種 目
一 般	教養試験（五肢択一式）
サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武 道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）

(2) 試験の実施日

令和6年7月14日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

長崎県志望者については、令和6年7月25日（木）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

長崎県志望者については、令和6年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

他都府県志望者については、受験者に合否を書面でそれぞれ通知される。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和7年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（男性）A試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。ただし、令和6年4月に実施の長崎県警察官I類（男性）B採用試験に申込みを行った者は、本試験に申込みができないため注意すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和6年5月1日（水）から5月17日（金）までとし、受付時間は5月17日（金）24時までとする。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこ



と。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570 (住所記載不要)

電話 095-894-3542 (直通)

095-824-1111 (代表) 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548 (住所記載不要)

電話 095-820-1504 (直通)

095-820-0110 (代表) 内線 2651

**長崎県警察官 I 類 (女性) A 採用試験の実施 (公告)**

令和6年度長崎県警察官 I 類 (女性) A 採用試験の実施について、職員の任用に関する規則 (昭和33年長崎県人事委員会規則第10号) 第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年4月16日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官 (巡査)

2 試験職種

一般、サイバー、武道

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

令和6年4月1日現在の初任給月額が220,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	要件 (下記の項目を満たさなければならない。)	
	年齢・性別	学 歴
一 般	平成6年4月2日以降に生まれた女性	学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 (人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)
サイバー	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす女性 (1) 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 [学歴不問] (2) 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 (人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)	
武 道		

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試 験 種 目
一 般	教養試験 (五肢択一式)

サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武 道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）

## (2) 試験の実施日

令和6年7月14日（日）

## (3) 試験地

長崎市

## (4) 第1次試験合格者発表

令和6年7月25日（木）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

## (2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

## 8 最終合格発表

令和6年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあっては、令和7年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

## 10 受験手続

## (1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（女性）A試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

ただし、令和6年4月に実施の長崎県警察官I類（女性）B採用試験に申込みを行った者は、本試験に申込みができないため注意すること。

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和6年5月1日（水）から5月17日（金）までとし、受付時間は5月17日（金）24時までとする。

## 11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110 (代表) 内線 2651

**正 誤**

令和6年4月9日付け長崎県公報第11305号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
593	19	川棚町役場 産業振興課	川棚町役場 建設課

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)二二一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏弥  
クイックプリント